

○ 主任技術者の専任に係る取扱い（稲沢市）

令和 5年 1月 1日
稲沢市総務部契約検査課

【取扱いの内容】

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、契約金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の建設工事に配置される主任技術者の専任について、下記の要件を全て満たす場合は兼務を認めるものとする。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場相互の最も近い地点間の直線距離が10km程度の近接した工事であること。ただし、市内で施工する工事はこの限りでない。
- ② 兼務する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。ただし監理技術者補佐の配置がある場合はこの限りでない。
- ③ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。

なお、上記取扱いを適用する場合、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とし、同様な運用を認める発注機関の工事も含めることができる。

※工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等や、稲沢市が発注する同業種の工事も含まれると判断して差し支えない。

【手続き】

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者を兼務する場合には、「主任技術者の兼務届（別紙様式）」を、原則として兼務期間の始期日より5日以内に専任を要する工事の担当課へ提出するものとする。

【留意事項】

この取扱いは主任技術者の配置に適用されるものであり、これにより現場代理人の常駐義務の緩和がされるものではない。

【適用】

請負契約の時点にかかわらず、改正政令施行後は、全ての工事について改正後の基準を適用する。しかし、建設工事の適正な施工の確保や当該工事における入札契約手続きの公平性の確保の観点から、令和5年1月1日以前に締結している請負契約の内容及びに基づき施工することが望ましいことから、監理技術者から主任技術者への交代や、専任技術者を非専任技術者に変更することについては、協議により決定し、工事の継続性、品質確保等に支障がないようにすること。